

安全報告書



平成29年度
西鉄観光バス株式会社

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	2
2. 平成28年度輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	2
3. 平成28年度における事故統計(自動車事故報告規則第2条に基づく件数)	2
4. 平成28年度輸送の安全のために講じた措置	3~4
4-(1) 安全体質の更なる強化	
4-(2) 完全輸送運動への参画意識の浸透	
4-(3) 事業所の特性に基づいた管理者による的確な指導・教育	
4-(4) 乗務員の健康に起因する事故防止	
5. 平成28年度輸送の安全に関する内部監査の実施および 監査結	4~5
6. 平成29年度輸送の安全に関する目標および重点施策	5~6
6-(1) 輸送の安全に関する目標	
6-(2) 輸送の安全に関する重点施策	
7. 平成29年度輸送の安全に関する計画	6
8. 平成29年度輸送の安全に関する教育および研修の計画	6
9. 貸切バス安全性評価認定	6
10. 輸送の安全に関する組織体制及び指示命令系統	6~7
11. 事故、災害等に関する報告連絡体制	7
12. 安全統括管理者、安全管理規程	7
別紙1 【西鉄グループにおける自動車安全マネジメント体制】	8
別紙2 【組織体制及び指示命令系統図】	9
別紙3 【輸送の安全に関する29年度計画】	10
別紙4 【事故災害時の報告・連絡体制】	11

弊社では、「最も優先されるのはお客様の安全である」を理念に掲げ、より安全で質の高いサービスを提供し続けるための人材の育成と職場風土づくりに取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、地域社会ならびにお客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・職場風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションを推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向け、不断の努力を重ねてまいります。

2. 平成28年度 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

平成28年度の輸送の安全に関する目標および達成状況は下記のとおりです

- (1) 有責事故の削減

目 標	達成状況
平成20年度対比50%以上の削減 および平成27年度対比20%以上の削減	平成20年度対比80%の削減達成 平成27年度対比4.8%の増(+1件)

- (2) 事業用自動車総合安全プラン2009に基づく目標

目 標	達成状況
①有責死亡事故 ゼロ	0件(達成)
②有責人身事故 H20年度対比50%減	0件(達成)
③飲酒運転、薬物乱用 ゼロ	0件(達成)
④重大有責事故 ゼロ	0件(達成)
⑤横断歩道上の事故 ゼロ	0件(達成)

3. 平成28年度における事故統計 (自動車事故報告規則第2条に基づく件数)

事故件数 (平成28年度)

事故種別	件 数
乗客負傷事故	0 件
そ の 他	0 件
合 計	0 件

4. 平成28年度 輸送の安全のために講じた措置

平成28年度は下記の重点施策を設定し、様々な取り組みを行って参りました。

(1) 安全体質の更なる強化

- ①基本動作及び基本操作の遵守
- ②安全を最優先とした取組みへの責任ある対応

■ 異常時における対応訓練の実施



バスジャック対応訓練

福岡県警の協力のもと乗務員の対応をメインに警察官が犯人役となり模範訓練を実施しました。実際の事件発生時の臨場感を体感することで、万が一発生した場合に冷静な対応がいかに重要であるかを実感する機会としました。



車両火災消火訓練

不測の発火時に備えて初期消火のための消火器設備の点検、取り扱い方法の確認、避難誘導など、お客さまの安全を確保するための訓練を実施しました。

(2) 完全輸送運動への参画意識の浸透

- ①グループ討議の推進
- ②ヒヤリハット・事故の芽情報の収集・共有化・活用
- ③改善提案の推進

◆事業所毎に「常会」の年間スケジュールを策定し、自主的な運営内容を明確にすることで「完全輸送運動」への参画意識の浸透を図りました。

※「常会」とは、安全運行に関する乗務員と管理者の会議体

(3) 事業所の特性に基づいた管理者による的確な指導・教育

- ①事故分析結果を活かした指導・教育の実施
- ②個人特性に着目した指導・教育・点呼の実施

- ◆ドライブレコーダー、安全情報共有ポータル上の事故情報を活用した事故の未然防止活動の実施
- ◆イエローストップ、交差点右左折時の一旦停車、3秒ルールの徹底による事故防止 ※「3秒ルール」とは安全確認徹底のための確認⇒判断⇒運転操作のタイミング
- ◆適性診断結果、個人別安全フォローアップ情報を活用した指導・教育

(4) 乗務員の健康に起因する事故防止

- ① 平時の疾病（リスク）の把握、管理（健康状態の把握と健康指導）
 - ◆健康管理台帳を基に乗務員の健康状態を毎月確認
 - ◆成人病予防、日常生活での運動量を増やすコツ等の啓発
- ② 点呼における健康状態のチェックの徹底
 - ◆健康状態の把握マニュアル（行政指導に基づく）を活用した点呼執行
- ③ 万が一発症した際の安全確保についての指導・教育
- ④ 歩こう会の開催など健康増進に関する取組みの推進



事故事例の検証（グループ討議）



適性診断結果を活用した個人指導

ヒヤリ・ハット情報やドライブレコーダーの事故映像を活用した原因の究明や再発防止に関するグループ討議を実施しました。また、適性診断結果を基に継続的な個人指導を実施しました。



ドライバーズコンテスト

更なる安全意識と技能面の向上のため、西鉄グループドライバーズコンテストに参加しました。

5. 平成28年度 輸送の安全に関する内部監査の実施

平成28年度は、「輸送の安全マネジメント制度」および当社の「輸送の安全に関する基本方針」に基づき経営トップならびに安全統括管理者に対する内部監査を実施し、安全の確保に関する方針や自らの関わりの状況、安全管理体制の現状と課題など、その有効性を確認しました。また、日常的な運行管理の状況についても定期的なチェックをおこない、その都度改善指導をおこなうとともに、年度の総括として安全管理体制全般のマネジメントレビューを実施しました。

安全の確保のための取組みに終わりはありません。今後も引き続き安全管理体制のレベルアップに不断の努力を重ね、「安全・安心」なバスの旅を提供できるよう全力で努めてまいります。

6. 平成29年度 輸送の安全に関する目標および重点施策

平成29年度の重点施策として下記項目を設定し、事故防止に努めて参ります。

(1) 輸送の安全に関する目標

① 有責事故件数の削減

- ・ 目標達成のため事業所毎に目標件数を設定します。
- ・ 平成28年度は平成20年度対比50%以上の削減目標を達成しましたが、平成27年度対比20%以上の削減目標は達成できませんでした。
- ・ 平成29年度は前年度対比20%以上の削減目標に取り組んでまいります。

② バス事業における総合安全プラン2009に基づく目標の設定

・ 有責死亡事故 **ゼロ**

・ 有責人身事故

平成20年度対比50%減

・ 飲酒運転及び危険ドラッグ等薬物乱用による運行 **ゼロ**

・ 重大有責事故 **ゼロ**

※重大事故とは「自動車事故報告規則第2条」に定める事故

・ 横断歩道上の有責事故 **ゼロ**

・ 乗務中の携帯電話に関する不祥事 **ゼロ**

(2) 輸送の安全に関する重点施策

① 安全体質の定着

- ・ 基本動作及び基本操作の遵守
- ・ 安全を最優先とした取組みへの責任ある対応
 - ◆ 常会等において事故事例の検証や再発防止の協議、運転士の教育用教材（DVD映像など）を基に 安全意識の向上を図ります。

② 完全輸送運動の積極的展開

- ・ 事業所毎にテーマを設定したグループ討議活動の推進
- ・ ヒヤリハット・事故の芽情報の収集、共有化、活用
- ・ 改善提案活動の推進
 - ◆ 常会の自主的運営を明確にし、完全輸送運動における各自の自己実現につなげる。

③ 事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

- ・ 事故分析結果を活かした指導・教育
- ・ 個人特性に着目した指導・教育・点呼の実施と良好なコミュニケーションづくり
- ・ 事故惹起者の再発防止と経験年数に応じた個人指導の実施
 - ◆ ドライブレコーダーを活用し、イエローストップ・交差点右左折時の一旦

停車・3秒ルールの遵守状況を把握し、未実施者への指導を実施する

◆適性診断結果、個人別安全フォローアップ情報を活用した指導・教育の実施

④ 乗務員の健康に起因する事故防止

・ 平時の疾病(リスク)の把握と管理

◆健康管理台帳を基に乗務員の健康状態を毎月確認

◆成人病予防、日常生活での運動量を増やすコツ等の啓発

・ 点呼における健康状態のチェックの徹底

◆健康状態の把握マニュアル(行政指導に基づく)を活用した点呼執行

・ 万が一発症した際の安全確保についての指導・教育

・ 歩こう会の開催など健康増進に関する取組みの推進

・ 健康診断にピロリ菌検査を追加し、胃腸系のリスクを早期発見する

⑤ 乗務中の携帯電話の使用禁止のための取組

・ 定期的な現地指導による注意喚起の実施

7. 平成29年度 輸送の安全に関する計画

弊社では、事故防止策の検討・情報の共有強化策として別紙のとおり各種会議を開催し、安全マネジメントの取組を積極的に推進して参ります。

別紙3【輸送の安全に関する29年度計画】参照

8. 平成29年度 輸送の安全に関する教育および研修の計画

西鉄自動車教習所等を活用し、下記のとおり各種研修を実施します。

(1) 適性診断研修(1日)・・・3年に1回の適性診断の受講(随時)

(2) 適齢診断研修(1日)・・・65歳の適齢診断の受講(随時)

(3) 西鉄グループ基準研修 入社2年目⇒3年目⇒4年目(1泊2日)

(4) バスガイド・高齢者事故防止研修・・・12月(福岡県警交通企画課)

(5) 自動体外式除細動器(AED)を使った救急救命訓練・・・12月～2月の実施

(6) 観光バス新人教習・教育

①新人基本教習(22日間)・・・入社日より(机上・実地)教習

②現場教習(60日前後)・・・新人教習後(机上・実地)教習

(7) 観光バス一般教習・研修

①事故惹起者研修(1日または1泊2日)・・・随時実施

②管理者研修・・・年2回以上の実施

9. 貸切バス事業者安全性評価認定

弊社は、貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づく「一つ星」の認定を受けておりますが、本年度は「二つ星」の認定についての申請をおこなっております。

この評価認定に恥じることがないように、輸送の安全のために不断の努力を重ねて参ります。

10. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙1 【西鉄グループにおける自動車安全マネジメント体制】参照

別紙2 【組織体制及び指揮命令系統図】参照

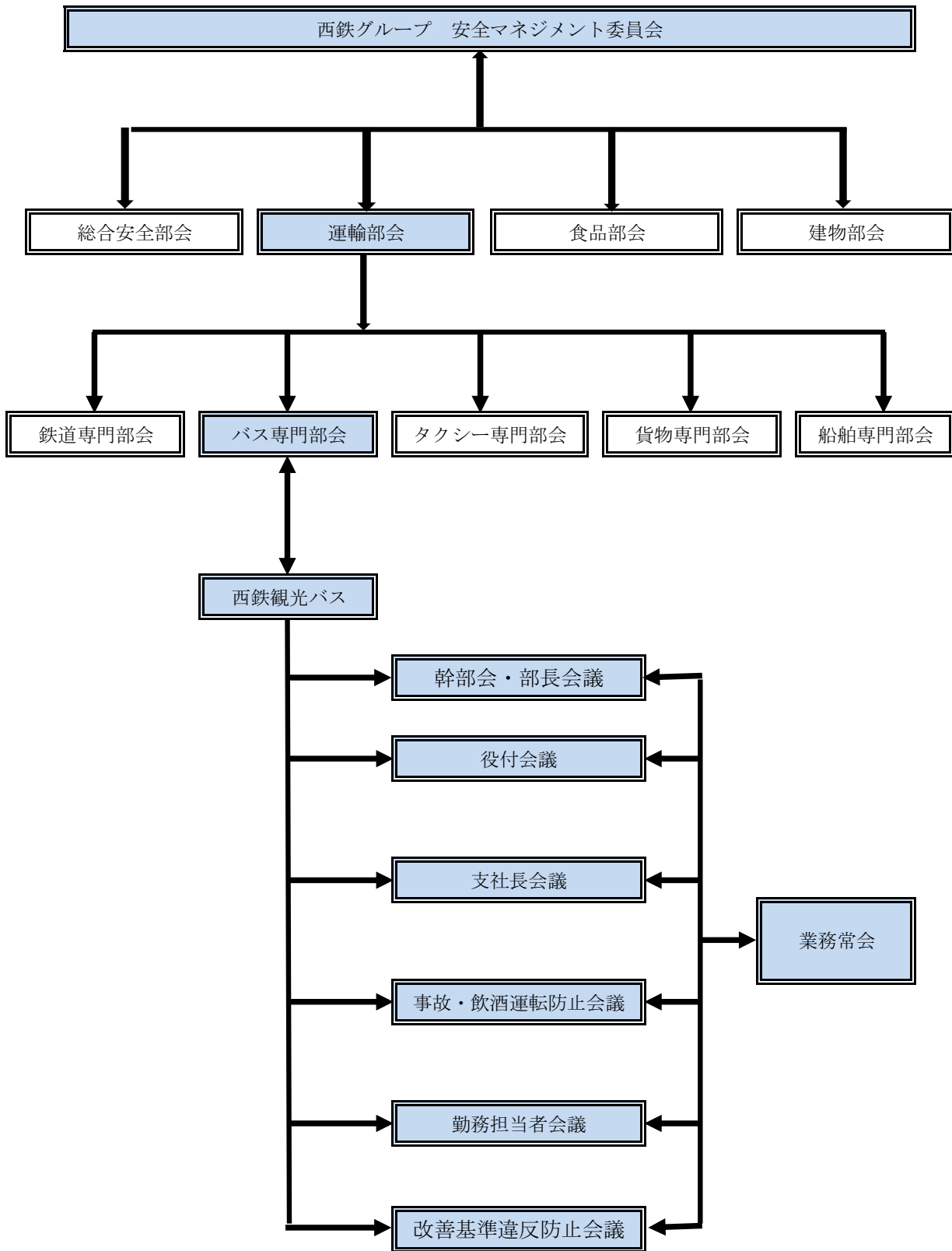
1 1. 事故、災害等に関する報告連絡体制

別紙4 【事故災害時の連絡体制】参照

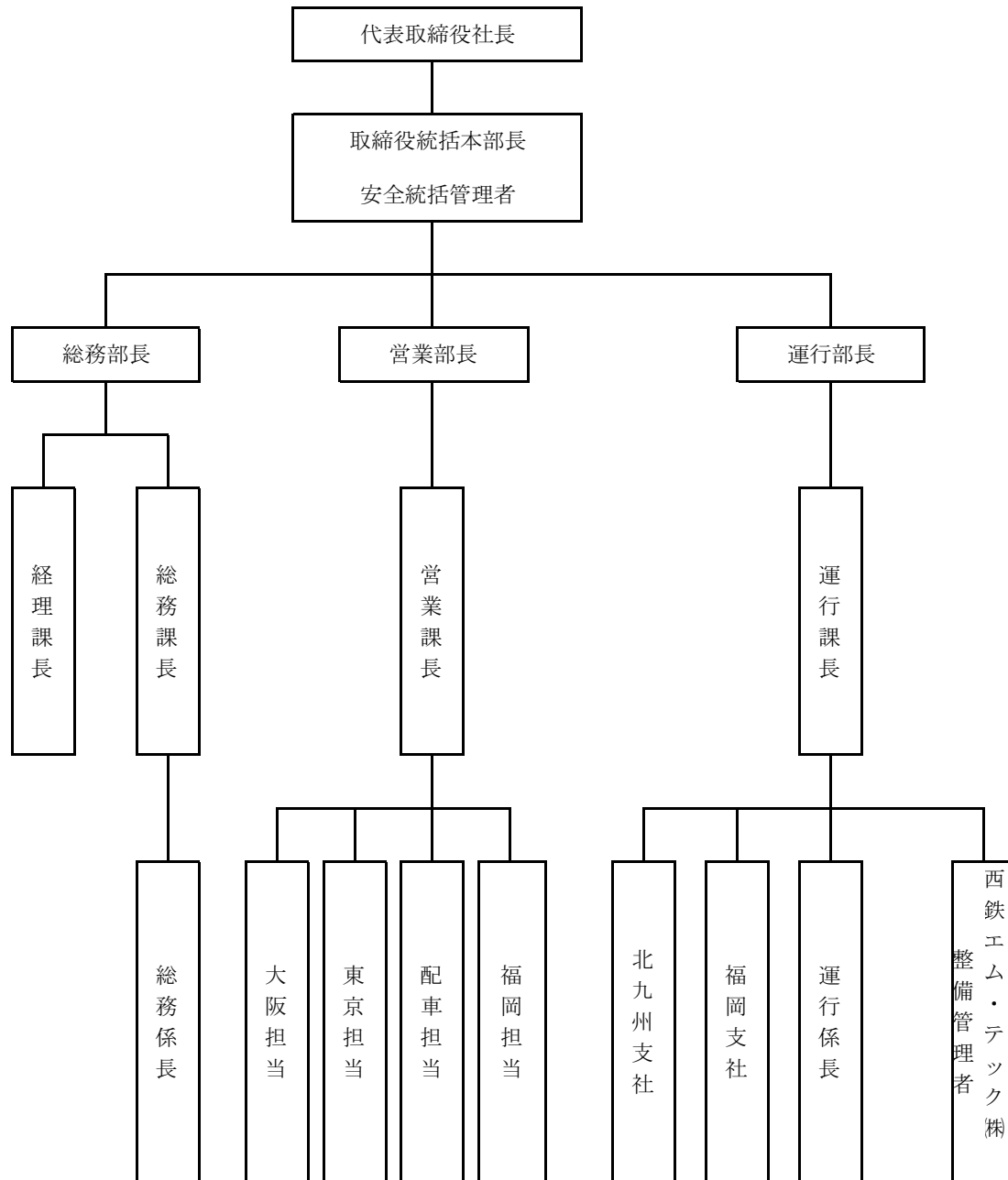
1 2. 安全統括管理者、安全管理規程

1. 安全統括管理者 取締役統括本部長
2. 安全管理規程 別紙5【安全管理規程】参照

別紙 1 【西鉄グループにおける自動車安全マネジメント体制】



別紙2【組織体制及び指揮命令系統図】



別紙3【輸送の安全に関する29年度計画】

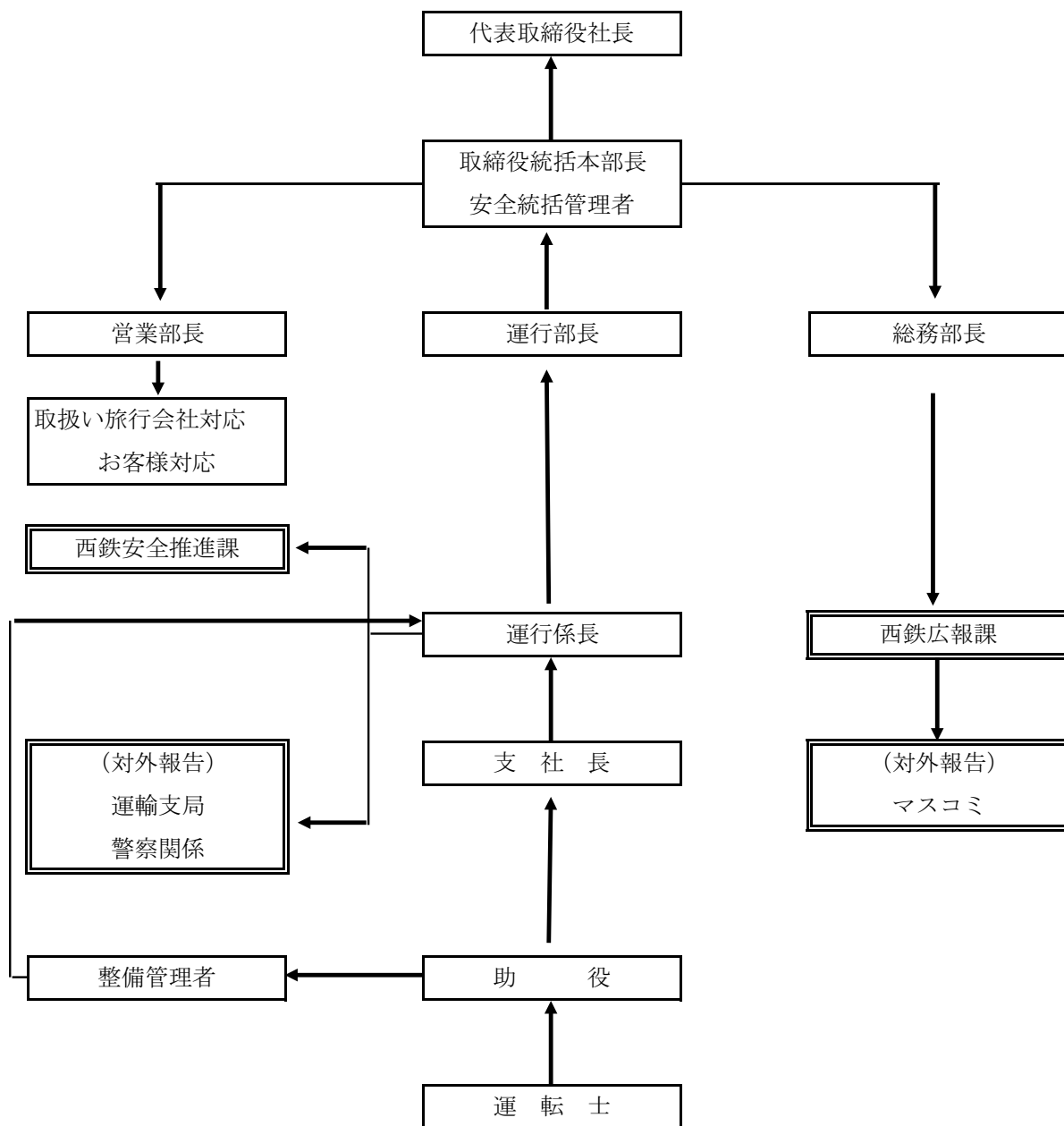
(1) 年間スケジュール

西鉄観光バス株式会社		
4月	5月連休特別輸送対策会議（西鉄高速バス㈱）	路上故障防止会議（西鉄エム・テック㈱）
	業務常会	春の交通安全キャンペーン参加
	西鉄グループ事故・飲酒運転防止研修会	
5月	現地安全誘導等の注意、指導	安全マネジメントレビュー会議
6月	業務常会（個人面談）	アンガーマネジメント講習会（内勤者）
7月	8月お盆特別輸送対策会議（西鉄高速バス㈱）	路上故障防止会議（西鉄エム・テック㈱）
	西鉄グループ事故・飲酒運転防止研修会	夏の交通安全キャンペーン参加
	車両火災消化訓練	アンガーマネジメント講習会（乗務員）
8月	業務常会	人間力向上研修
	避難、誘導訓練（バス非常口）	高齢者の事故防止研修会（福岡県警）
	車両火災消化訓練	入社3年未満者フォローアップ研修
9月	西鉄グループ事故・飲酒運転防止研修会	異状時の初動対応訓練（管理者対象）
	バスの日の取組み（高齢者事故防止講習会）	
10月	秋の交通安全キャンペーン参加	路上故障防止会議（西鉄エム・テック㈱）
	現地安全誘導等の注意、指導	
11月	西鉄グループ事故・飲酒運転防止研修会	現地安全誘導等の注意、指導
12月	年末年始特別輸送対策会議（西鉄高速バス㈱）	年末年始交通安全キャンペーン参加
	積雪時の安全運行教習（山陰地区）	安全マネジメントレビュー会議
	業務常会	内部監査（安全統括管理者）
1月	西鉄グループ事故・飲酒運転防止研修会	路上故障防止会議（西鉄エム・テック㈱）
	業務常会（個人面談）	積雪時の安全運行教習（九州島内）
2月	業務常会	自動体外式除細動器（AED）救急救命訓練
3月	業務常会（個人面談）	西鉄グループ事故・飲酒運転防止研修会
	自動体外式除細動器（AED）救急救命訓練	内部監査（経営トップインタビュー）

(2) 恒常的な1ヶ月のスケジュール

上旬	西鉄グループ事故・飲酒運転防止会議	経営責任者職場巡回
中旬	事故・飲酒運転防止会議	経営責任者職場巡回
	勤務担当者会議	支社長会議
	安全マネジメント（内部監査）	改善基準違反防止会議
下旬	コンプライアンス強調日（24日）	
	役付会議	
中・下旬	宿泊地飲酒抑止啓発活動（抜き打ち検査）	管理者による運行前車両点検立会い
上・中・下旬	幹部会議（社長・取締役・部長・課長）	運転免許有効期限確認強調日（4日・14日・24日）

別紙4【事故、災害発生時の報告・連絡体制】



安全管理規程

制定	平 18. 6. 1
実施	平 19. 3. 1
改定	平 20. 7. 1
改定	平 25.10. 1

第1章 総則

(目的等)

第1条 この安全管理規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 輸送の安全の確保については本規定のほか、関係法令及び関連規定に定める。

第2章 輸送の安全確保に関する基本的な方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第2条 社長及び自動車担当役員(以下「社長等」という。)は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、安全に関する基本方針を次のとおり定める。

「西鉄グループ 安全に関する基本方針」

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2 輸送の安全に関する基本方針に基づき以下の各号の内容を含む重点施策を作成するものとし、必要に応じて見直すものとする。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であることを認識し、関係法令、各種基準及び本規程に定められた事項をよく理解するとともにこれを遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。

- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。
- 3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 4 管理の受委託に係る輸送の安全に関する方針については第1項に掲げる方針に基づくとともに、具体的方針を下記のとおり定める。
- (1) 運行状況等について連絡を緊密かつ正確に行うための連絡体制を確立し、受託側、委託側とも常に状況把握に努め、受託側は業務を適切に遂行できるよう努める。
 - (2) 委託側は輸送の安全を確保するため、受託側の社員に対して必要な教育又は研修を行うこととする。
 - (3) 受託側、委託側とも輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。
 - (4) 受託側、委託側とも輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達共有するよう努める。
 - (5) 安全を確保する為、安全協議会を年2回は開催する。
- 「平成24年7月31日:国自案第55号.国自旅第236号.国自整第78号に基づく」

第3章 輸送の安全確保に関する管理の体制

(社長等の責務)

第3条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長等は、輸送の安全を確保するための管理の体制を整備するとともに、その方法を定める。
- 3 社長等は、旅客自動車運送事業の遂行に際し、安全重点施策の策定を行うにあたり、安全統括管理者、運行管理者その他必要な管理者・責任者に対し、安全が確保できるか、実現できるかの検証を行わせる。
- 4 社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握するとともに、必要な改善を行う。
- 5 社長は、安全統括管理者のその職務を行ううえでの意見を尊重する。

(組織)

第4条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

- 2 前項の各管理者・責任者の選任・解任については、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。
- 3 各管理者・責任者は運行状況等について、必要な部署との連絡を緊密かつ正確に行い、常に状況把握に努めるとともに、業務を適切に遂行できるよう努める。
- 4 各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行できないか、又は不在の場合は、当該管理者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第5条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5で定める要件を満たす者のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
 - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第6条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの認識を徹底する。
- (2) 実施及び管理の体制を確立、維持する。
- (3) 方針、重点施策、目標及び計画を実施する。
- (4) 報告体制を構築し、従業員に対し周知を図る。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を行い、社長に報告する。
- (6) 社長に対し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- (9) 従業員に対し必要な教育又は研修を行う。
- (10) その他統括管理を行う。

第4章 輸送の安全確保に関する管理の方法

(重点施策の実施)

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い、重点施策を確実に実施する。

(事故防止対策の検討及び情報の共有)

第8条 安全統括管理者は安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係各所に連絡するとともに、事故防止対策の検討を行うものとする。

- 2 社長等と各部署との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。各部門の従業員は、輸送の安全確保に関し、相互の必要な情報を伝達共有しなければならない。

(事故、災害等に関する報告及び対応)

第9条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制を確立し、報告事項が安全統括管理者、社長又は必要な部署に的確かつ速やかに伝達されるように努める。

- 2 従業員は、事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項を理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。
- 3 安全統括管理者は、報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定められた事故・災害等が発生した場合は、報告規則に基づき国土交通大臣へ必要な報告書又は届出を行う。

(教育及び研修)

第10条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する管理体制の維持及び改善に必要な教育、研修に関する計画を定め実施する。

(内部監査)

第11条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、輸送の安全に関する実施状況等を点検するため、内部監査を実施する。また、重大事故が発生した場合など必要と認められる時は、緊急に内部監査を行うものとする。

- 2 安全統括管理者は、内部監査終了後、その結果（改善すべき事項が認められた場合はその内容も）を速やかに社長に報告するとともに、必要に応じ安全の確保のために、必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第12条 安全の輸送に関する施策、事故、災害等に関する情報、重大事故情報その他輸送の安全に関する情報については、毎年度これを取りまとめ外部に対し公表する。

- ② 運輸規則第47条の第7号に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について

て国土交通省に報告した場合には、すみやかに外部に対し公表する。

(記録の管理等)

第13条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長等に報告した是正措置または予防措置を記録し保存する。保存する書類、保存期間については下記に定めるものとする。

書類名	保存期間	関係法規
運行管理表	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の4
乗務記録	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条
安全運転日報(運行記録計)	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
事故・災害報告書	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二
運行指示書	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十八条の二の2
苦情報告書	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三条の2
乗務員台帳	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十七条の2
事故・災害警報、情報	1年間	文書取扱規則・運行管理規程
関係官庁の通達事項	1年間	文書取扱規則・運行管理規程
内部監査報告書	1年間	文書取扱規則
アルコール検知記録	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条
乗務員指導書	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条
健康管理票	5年間	労働安全衛生法
運行記録計	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
日常点検票	3ヶ月	整備管理規程
定期点検整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法
点検整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法
分解整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法

(規程の見直し)

第14条 本規程は、関係法令の改正および業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

付 則

- 1 この規程は、平成19年3月1日から実施する。
- 2 この規程は、平成20年7月1日に改定する。
- 3 この規程は、平成25年10月1日に改定する。